

泉佐野市公式キャラクター着ぐるみ使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、泉佐野市（以下「市」という。）の公式キャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(着ぐるみの使用)

第2条 着ぐるみの使用については、市のPRや市製品の推進、観光振興を図る目的にのみ使用できるものとし、この目的で使用するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみを使用することができない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与える恐れのあるとき
- (6) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号までの規定に該当するとき
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき
- (8) 市の公式キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- (9) 市の公式キャラクターの著しい変形その他利用が適当でないと認められるとき
- (10) その他、市長が使用の承認をすることが不相当と認められるとき

(着ぐるみの使用期間)

第3条 着ぐるみの使用期間は、使用する催し等で必要とする期間の最小限とする。ただし、貸出日から起算して5日を超えることはできないものとする。

(使用の申請)

第4条 第2条第1項の規定により、着ぐるみの使用の承認を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、貸出を希望する日から起算して14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 着ぐるみを使用する催し等の概要がわかる書類
- (2) 使用者が属する団体等の概要がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、着ぐるみの使用の可否を決定し、速やかにその旨を着ぐるみ使用可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。ただし、市職員又はスーツアクター（以下「スーツアクター等」という。）を市長に依頼した場合には、スーツアクター等の日当、移動交通費

および昼食代等の必要経費は申請者の負担とする。この場合において、市及び泉佐野市観光協会が主催し、又は参加する催し等で使用する場合は、この限りでない。

(貸出方法)

- 第6条 使用者は、着ぐるみの管理者（以下「管理者」という。）から直接借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。
- 2 返却するときは、管理者と一緒に着ぐるみ及び付属備品の状態の確認を受けなければならない。
 - 3 やむを得ず前項の作業を作業員等に依頼する場合、その経費は使用者の負担とする。
 - 4 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみの使用について、天候状態を考慮し、汚損する可能性がある場合は使用しないこと。
- (7) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第8条 使用者が、第2条第2項各号のいずれかに該当し、又は、前条各号に掲げる事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

(現状復帰)

- 第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。
 - 3 使用者が着ぐるみを亡失した場合、又は、着ぐるみの破損し、現状復帰が不可能となった場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(返却)

第10条 使用者は、市が指定する場所に返却するものとし、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(市の責任)

第11条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害については、市は一切その責めを負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

着ぐるみ使用申請書

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

申請者 住所

団体名

代表者氏名

印

下記のとおり、泉佐野市公式キャラクターの着ぐるみを使用したいので申請します。

記

1 着ぐるみ名	イヌナキン
2 使用目的	
3 使用場所	
4 使用日	令和 年 月 日 ()
5 使用（貸出）期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)
6 連絡先	担当者名 連絡先（電話） (E-mail)
7 備考	

様式第2号（第4条関係）

着ぐるみ使用可否決定通知書

令和 第 年 月 日

様

泉佐野市長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの使用については、下記の条件を付して許可します。

（使用条件）

- 1 着ぐるみ使用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- 2 泉佐野市公式キャラクター着ぐるみ使用に関する取扱要領の規定を遵守すること。
- 3 着ぐるみ取扱説明書に記載事項を確認し、着ぐるみの脱着については手順に従って使用すること。
- 4 着ぐるみの返却時または返却後、着ぐるみ使用報告書を提出すること。その際、使用状況の分かる写真（2、3枚程度）を添付すること。
なお、提出された写真は、広報いずみさの又は市のHP等で使用させていただくことがあるため、了承すること。